

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問・意見内容	回答
1	実施方針	3	1	1	(8)				来場者用駐車場の大型車6台以上にはマイクロバスの駐車場を含むと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、大型車用駐車スペースは、関係法令等を遵守の上、長さ13m以上、幅3.3m以上としてください。
2	実施方針	6	1	1	(13)	1)			「市は、SPCが実施する本施設の施設整備業務及び現斎場の解体・撤去業務及び跡地整備業務に係る対価について、維持管理・運営期間にわたり割賦方式（元利均等方式）により、SPCに支払う。ただし、SPCが実施する本施設の施設整備業務及び現斎場の解体・撤去業務及び跡地整備業務に係る対価の一部または全部について、所有権の移転後に一括でSPCに支払う場合は、入札公告時に明らかにする。」とありますが、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証を条件として、施設整備業務及び現斎場の解体・撤去業務の対価の一部を前払金として支出いただけないでしょうか。 前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、事業者の資金調達費用の縮減が可能となり、事業のVFMの向上に繋がるものと思われま。	支払い条件は、入札説明書等の一部として公表する支払方法説明書にてお示しします。
3	実施方針	6	1	1	(13)	1)			一括金の支払がある場合、引渡前における中間金の支払はありますでしょうか。	No. 2の回答をご参照ください。
4	実施方針	6	1	1	(13)	1)			「本施設の施設整備業務及び現斎場の解体・撤去業務及び跡地整備業務に係る対価について、維持管理・運営期間にわたり割賦方式（元利均等方式）により、SPCに支払う。」とありますが、割賦分の消費税については金利コスト圧縮のため、引渡し後一括での支払いを検討ください。	割賦分の消費税については、税法上の取扱いに則り、引渡し時に一括して一時金として支払いますが、支払い条件は、入札説明書等の一部として公表する支払方法説明書でお示しします。
5	実施方針	7	1	2	(3)				PFI事業が前提の実実施方針において、特定事業の選定を行わないとなった場合には、本事業を見直し、スケジュールも遅延する理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	実施方針	8	2	2					入札予定価格については入札説明書等の公表時に合わせて公表されるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	実施方針	13	2	4	(2)				火葬炉企業と工事監理企業を兼ねることができないとありますが、火葬炉設計、製造、据付の工事監理は設計企業の専門とする分野ではないため、火葬炉企業が火葬炉工事の工事監理を行うことを、工事担当者として監理担当者を分ける体制で認めていただけないでしょうか。	火葬炉の建設業務について、工事管理担当者と監理担当者との独立性を確保した体制とすることを条件に、火葬炉企業が工事監理業務を担うことを認めます。工事管理担当者と監理担当者の兼任は認めず、情報の適切な管理と保護を実現するために、職務の分離を徹底し、各業務担当者の役割と責任を明確にすることを提案書でご説明ください。
8	実施方針	13	2	4	(2)				火葬炉企業が工事監理を兼務できないことについて、専門性の高い工事種別であり、適切な監理者の選定が難しい側面もあると考えます。他の斎場整備事業で行われているように、火葬炉企業が担当者を別にすることなどにより、品質を確保する工事監理は認められると考えてよろしいでしょうか。	No. 7の回答をご参照ください。
9	実施方針	13	2	4	(2)				「火葬炉企業が工事監理企業を兼ねることができない」とありますが、火葬炉設計、製作及び施工は専門性が高いため、火葬炉企業が火葬炉工事の工事監理を行うことについて、認めていただけないでしょうか。	No. 7の回答をご参照ください。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問・意見内容	回答
10	実施方針	13	2	4	(4)				ファイナンシャルアドバイザー業務やSPCの入出金管理を行う統括マネジメント業務を担う目的で構成もしくは協力会社として入札参加する場合は、貴市への入札参加資格登録名簿への登録は物品調達等の登録があれば宜しいでしょうか。	「その他の企業」として参加される場合、入札参加資格者名簿への登録は不要です。
11	実施方針	13	2	4	(4)	3)			法定営業所は松山市内業者として認められるのでしょうか。	法定営業所であっても松山市に本社または本店を置く企業に該当しない例があるため、松山市内に法定営業所があっても、必ずしも本項の条件を満たすとは言えません。
12	実施方針	22	4	1	(1)				接道状況で南側林道からのアクセスは想定していないとありますが、出入口は市道からの1箇所と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	実施方針	22	4	1	(1)				絶対高さ10m以下を規定している関係法令をお教えてください。	火葬場は開発許可が不要な建築物ですが、松山市では、市街化調整区域で建築する場合は、原則10m以下で運用しています。10mを超える建築物を提案される場合には、事前にご相談ください。
14	実施方針	別紙1-2							物価変動リスクについて、昨今の物価変動により工事費の増大が懸念されます。事業契約の締結から本施設の着工まで1年以上の期間を要する為、着工時における物価変動リスクを考慮した適正なスライド条項等の適用をお願いいたします。また、物価スライドの起算日は予定価格公表日（入札公告日）でお願い致します。	物価変動リスクに対応するいわゆるスライド条項は、入札説明書等の一部として公表する支払方法説明書でお示しします。
15	実施方針	別紙1-2							物価変動リスクについて、スライド条項を適用してサービス対価を改定する場合、事業者負担分がないようお願い致します。	No. 14の回答をご参照ください。
16	実施方針	別紙1-2							物価変動リスクについて、新築工事と解体・跡地整備工事では着工時期が2年以上違ってきますので物価スライドの協議については新築工事と解体・跡地整備工事と分けて実施して頂くようお願い致します。	No. 14の回答をご参照ください。
17	実施方針	別紙1-2							別紙リスク分担No. 22について、事業者でコントロールできない事象として「戦争」や「コロナ等の感染症拡大」も同種事業では不可抗力と定められていますが、本事業も同様の理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
18	実施方針	別紙1-2							別紙リスク分担No. 24について日本PPP・PFI協会から内閣府に提言もなされていますが、物価変動による改定の初回起算日を「入札公告日」もしくは「債務負担行為設定日」とすることを検討ください。	No. 14の回答をご参照ください。
19	実施方針	別紙1-4							備品調達費の算出にあたり、リスク分担表No21にある「市が提供する既存の備品」のリストを入札説明書等に明記いただけますでしょうか。また、修繕費算出において劣化度合いを確認したく、現地説明会等で提供備品の実物を確認させていただく機会をいただけないでしょうか。	本事業において市が提供する既存の備品は想定しないため、該当のリスク分担の項目は削除します。
20	実施方針	別紙1-4							別紙リスク分担表No21にある市が提供する既存の備品について、備品リストや劣化状況、購入年月日等は入札説明書等にお示しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 19の回答をご参照ください。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問・意見内容	回答
21	実施方針	別紙 1-5							リスク分担表No23・※5において、埋蔵文化財の調査により、事業が遅延・中止した場合は、それまでにかかった市及び事業者の費用は、それぞれの負担とする。とありますが、それまでにかかった業務費においては業務内容の協議により、市に負担をしていただけないでしょうか。	リスク分担表No23・※5を、「埋蔵文化財が発見され、事業遅延または事業中止となった場合、市は、事業者と協議の上、合理的な期間、引渡予定日を延期し、当該増加費用又は損害を負担する。ただし、事業者の調査に不備等がある場合には、事業者は、当該不備等に起因して発生する増加費用及び損害を負担する。」に修正します。
22	実施方針	別紙 1-5							※5埋蔵文化財の調査により、事業が遅延・中止した場合は、それまでにかかった市及び事業者の費用は、それぞれの負担とする。とあり、リスク分担表に市及び民間の両方に●が入っていますが、埋蔵文化財のリスクは市のみにしていただけないでしょうか。	No. 21の回答をご参照ください。
23	実施方針	別紙 1-5							リスク分担表No24・※6において、物価変動による改定の規定における基準日においては、入札日か公告日としていただきたい。	No. 14の回答をご参照ください。
24	実施方針	別紙 1-5							リスク分担表No24・※6において、物価変動による改定の規定において、改定率算定に用いる指標について具体的な記載をいただきたい。（建設物価（建設物価調査会）、建設費指数（事務所Office RC-工事原価）など。また、採用する都市において建設物価調査会資料では松山がないため、高松、広島等、採用する都市も明記いただきたい。	No. 14の回答をご参照ください。
25	要求水準書（案）	3	1	4	(3)				※維持管理業務には、経常的な修繕・更新業務は含むが、大規模改修は含まない。とありますが、本事業の事業期間は20年間で長期間にわたります。事業期間内に、日常的な修繕・更新とは別に機械設備等を更新しなくてはならなくなった場合は、市の負担で更新を行うと理解して宜しいでしょうか。	日常的な修繕・更新とは別にやむを得ず機械設備等を更新しなくてはならなくなった場合は、協議に応じます。
26	要求水準書（案）	4	1	5	(5)				事業者の提案により新斎場の供用開始時期を早め、維持管理・運営期間が伸びる場合は維持管理費が上昇します。新斎場の供用開始時期を早めた場合の評価点を入札説明書等の公表時にお示ください。	評価基準に関しては、入札説明書等の一部として公表する落札者決定基準でお示しします。
27	要求水準書（案）	7	1	6	(2)	28)			「火葬場の建設・維持管理マニュアル改定版」とありますが、平成30年発行の改定新版ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。「火葬場の建設・維持管理マニュアル改定新版-」に修正します。
28	要求水準書（案）	8	1	7	(3)		②		「2年以内は修繕または更新を要しないと判断できる状態」とありますが、ここでいう修繕とは後述されている経常的な修繕ではなく、第1の7（3）④で記す修繕という理解で宜しいでしょうか。高温で使用する炉内耐火材等の消耗部品の経常的な修繕が必要になる可能性があります。	お見込みのとおりです。
29	要求水準書（案）	8	1	7	(3)		③		冒頭の「本事業期間内において発生する建物（建築、建築付帯設備）の大規模改修は市の負担によって行う」とありますが、後段の文章から火葬炉設備の大規模改修も含まれるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	要求水準書（案）	8	1	7	(3)		③		「本事業期間内において発生する建物（建築物、建築付帯設備）の大規模改修は、市の負担にて行う」と記載されておりますが、大規模改修とは具体的にどのような項目が大規模改修にあたるのかご教授ください。	用語の定義の「大規模改修」の項をご参照ください。
31	要求水準書（案）	9	1	8	(1)		②		災害発生時の体制については、実施体制の基本理念でよいのか、若しくは実現可能な具体的実施体制提案が必要なのかご教示ください。	実施可能で具体的な実施体制案をご提案ください。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問・意見内容	回答
32	要求水準書（案）	9	1	8	(2)		①		「災害等への対応の支援」とは以下の②～④の内容を実施するものと考えれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	要求水準書（案）	9	1	8	(2)		②		通常の火葬件数とは基本計画77頁に記載されている日平均取扱件数の最大値である20.34件をいうのでしょうか。異なる場合は具体的な1日に執り行う火葬件数をご教示ください。	通常の火葬件数とは、一日で火葬炉14基の全てが2.5回転する場合を想定した計35件を指します。
34	要求水準書（案）	9	1	8	(2)		②		電力供給が途絶した場合の通常の火葬件数とは「14基×2.5回転×3日間=105件」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	要求水準書（案）	9	1	8	(2)		②		電力供給が維持できている場合の火葬件数とは「14基×3回転×3日間=126件」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	要求水準書（案）	10	1	9					燃料費及び光熱水費は市の負担とありますが、新斎場における環境負荷の低減に積極的に取り組むことが望ましいと考えており、事業者提案を行わせていただきたい。環境負荷低減の提案を評価対象項目としていただけないでしょうか。	No. 26の回答をご参照ください。
37	要求水準書（案）	10	1	9					「本施設の運営及び火葬の実施において発生する燃料費及び光熱水費は市の負担とする」とありますが、その場合は基本方針にもある自然エネルギーの活用や地球環境への負荷の低減を図ることは難しいと考えます。環境モデル都市を実現するために、カーボンニュートラルの実現に向けた創意工夫に積極的に取り組むための事業者提案（事業者調達等）について、適正な評価及びコスト負担の検討をお願いしたく存じます。	評価については、No. 26の回答をご参照ください。また、コスト負担については、入札説明書等の一部として公表する要求水準書でお示しします。
38	要求水準書（案）	10	1	9					実施方針では、光熱水費の価格変動リスクとして事業者にも●印が記載されていますが、要求水準には「本施設の運営及び火葬の実施において発生する燃料費及び光熱水費は市の負担とする」とあります。維持管理運営期間の燃料費及び光熱水費は市負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、物品販売業務において発生する光熱水費は、事業者の負担としており、価格変動リスクの分担も事業者が負うこととなります。
39	要求水準書（案）	10	1	9					公募条件検討に係る官民対話の質疑応答では、燃料や電気の調達について提案は可能と考えているとありました。燃料や電気の調達は提案した場合、要求水準を上回る提案として加点いただけるとの理解でよろしいでしょうか？	No. 26の回答をご参照ください。
40	要求水準書（案）	11	2	1					現在行われている造成工事で、敷地外周の排水設備は整備されるのでしょうか。それとも仮設的な排水設備で引渡しになるのでしょうか。	造成工事では、法面からの排水設備及び建設工事までの仮設の排水設備を整備します。また、仮設の排水設備は、引渡しを想定しています。
41	要求水準書（案）	11	2	1	(1)	1)			「その他 絶対高さ10m以下」は、都市計画法、建築基準法、条例等に基づく法規制でしょうか。あるいは本事業に付き貴市が付加した仕様（要求水準）でしょうか。	No. 13の回答をご参照ください。
42	要求水準書（案）	11	2	1	(1)	1)			絶対高さ10m以下について規制となる条例等についてご教示お願いいたします。	No. 13の回答をご参照ください。
43	要求水準書（案）	11	2	1	(1)	1)			「林道は本施設からのアクセスは想定しない」とあります。林道、敷地、公道などの関係のわかる測量図などをご教示お願いいたします。	林道、敷地、公道などの関係のわかる測量図は用意が無いため、「別紙2 事業区域」に示す都市計画決定計画図及び造成計画平面図をご参照ください。
44	要求水準書（案）	11	2	1	(1)	1)			新斎場敷地と現斎場敷地の間に、歩道および階段や車道を設置する場合、必要な協議や制限などをご教示お願いいたします。	新斎場敷地と現斎場敷地の間の土地は、松山市斎場用地の一部とする市有地ですので、関係法令等を遵守の上、歩道や階段等を設置ください。ただし、林道を利用している団体等と協議する必要がありますので、設置する歩道や階段等の具体的な計画が決定したタイミングで市に事前相談ください。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問・意見内容	回答
45	要求水準書（案）	11	2	1	(1)	3)			「別紙2 事業区域」にある事業用地区域と新斎場敷地、現斎場敷地境界が明示された図面データの提供をお願いします。	「別紙2 事業区域」に掲載する図面のデータに関しては、入札公告時に提供方法等をお示しします。ただし、「別紙2 事業区域」以外に事業用地区域と新斎場敷地、現斎場敷地の境界を明示した資料はありません。
46	要求水準書（案）	11	2	1	(1)	3)			「別紙2 事業区域」にある事業用地区域において、新斎場敷地と現斎場敷地以外の部分（林道等）は本事業の整備対象外と考えてよろしいでしょうか。	「別紙2 事業区域」のとおり、事業用区域内の新斎場敷地と現斎場敷地をつなぐ部分は整備対象です。
47	要求水準書（案）	12	2	1	(3)				現斎場のアスベスト含有調査資料が公表されておりますが調査項目以外でアスベストが含有されている可能性がある建材については提案時に事前調査費および撤去・処分費を見込むということで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	要求水準書（案）	12	2	1	(3)				アスベストに関する調査資料は公表されておりますがダイオキシン類に関する調査資料がありましたら開示していただけないでしょうか。	ダイオキシン類に関する調査資料はありません。ただし、ダイオキシンが検出された場合の対策及び費用については、要求水準書（案）P.50第4の2（3）⑩に示すとおりとします。
49	要求水準書（案）	13	2	1	(1)	3)			事業区域内の造成計画図（敷地境界・造成範囲・高低差・インフラ・擁壁等の情報が記載された）CADデータ等のご教示をお願いします。	入札公告時に、造成計画図のCADデータ等の提供方法等をお示しします。
50	要求水準書（案）	13	2	1	(1)	3)			提案において、敷地範囲内であれば、造成工事後の敷地形状や法面など一部の改変工事は可能であると考えてよろしいでしょうか。	改変工事を行う場合には、市と事前協議が必要です。
51	要求水準書（案）	13	2	1	(4)				下水（処理後）および雨水は、横谷川へ放流とあります。放流水質、放流方法の制限などの規制をご教示お願いいたします。	関係法令等を遵守してください。
52	要求水準書（案）	13	2	1	(4)				「敷地周辺のインフラ、敷地造成の様子、周辺河川、霊灰塔を含めた現斎場敷地」などを対象にした、追加の現地確認をお願いする手続き方法をご教示ください。	造成工事や斎場運営の支障とならない範囲であれば、ご自由に現地を確認ください。ただし、造成工事の現場内に入る場合には、工事担当課（公園緑地課）に事前連絡をお願いします。
53	要求水準書（案）	15	2	3	(3)	③			現斎場の既存樹木の再利用を計画するにあたり、既存樹木の配置、樹種、高さが分かる資料の配布をお願いいたします。	現斎場の既存樹木の配置、樹種、高さが分かる資料が無い場合、必要に応じて現地にてご確認ください。
54	要求水準書（案）	15	2	3	(4)	1)	①		大型車とはどのような車種ですか。大型車の概ねの寸法をお教えください。	No.1の回答をご参照ください。
55	要求水準書（案）	15	2	3	(4)	1)	① ③		駐車場について、新斎場敷地と現斎場敷地の2か所で、来場者及び葬祭業者用の普通乗用車80台以上を確保出来れば、新斎場敷地は、来場者及び宗教者用普通乗用車を61台以下のレイアウトで考えてよろしいでしょうか。また、現斎場跡地整備期間中は、事業者提案による台数としてよろしいでしょうか。	新斎場敷地内の来場者及び宗教者用の普通乗用車の駐車台数について、現斎場跡地整備期間を除いて61台未満の提案は認めません。また、現斎場跡地整備期間は、要求水準書（案）P.15第2の3（4）1）⑤に示すとおり駐車スペースを確保してください。
56	要求水準書（案）	15	2	3	(4)	1)	①		大型車6台について、想定されている乗車人数と、車両の参考車種もしくは、車両サイズ情報（全長、幅、高さ、ホールベース、前輪から車両先端までの長さ、後輪から車両後部までの長さ、最小回転半径）をご教示ください。	No.1の回答をご参照ください。
57	要求水準書（案）	15	2	3	(4)	1)	⑤		現斎場跡地整備期間中の新斎場における駐車場は仮レイアウトとし、現斎場跡地の駐車場整備後に新斎場駐車場の最終整備を行うと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、新斎場駐車場の最終整備は、新斎場の運営に支障が無いように配慮して実施してください。
58	要求水準書（案）	15	2	3	(4)	2)	④		現斎場跡地に整備する駐車場から新斎場への歩行者動線の整備について、林道を経由する事が想定されますが、林道の舗装整備は可能と考えてよろしいでしょうか。	No.46の回答をご参照ください。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問・意見内容	回答
59	要求水準書(案)	18	2	5	(1)				総括表に台車置場がありますが、事業者の創意工夫により台車置場がなくてもスムーズに事業運営が可能な場合は、必要スペースの削減等事業費削減の観点から台車置場不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	要求水準書(案)	18	2	5	(1)				総括表の室の配置について「次に示す他、各施設の配置等については事業者の提案とする」について、提案する運営によって室機能を満たす場合、すべての諸室を整備しなくてもよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	要求水準書(案)	18	2	5	(5)	3)	②		ダストピットについて、現状の運用方法などをご教示ください。	現斎場では、仕出し業者や来場者が持ち込んだゴミは持ち帰るよう依頼しています。それ以外の施設内から排出されるゴミは、収集日の前日にダストピットに置いています。
62	要求水準書(案)	19	2	5	(2)	3)	②		エントランスホールについて、「来場者にわかりやすい案内表示を行うこと」とありますが、予約システムと連動した案内表示器の設置との解釈でよろしいでしょうか。	案内表示の方法は、案内の効率性や来場者に分かりやすい表示となるようご提案ください。
63	要求水準書(案)	19	2	5	(2)	4)	⑨		告別・収骨室について、「必要な案内表示を行うこと」とありますが、予約システムと連動した案内表示器の設置との解釈でよろしいでしょうか。	No. 62の回答をご参照ください。
64	要求水準書(案)	19	2	5	(2)	6)	②		兼用運搬車を提案する場合は、柵運搬車の格納場所は不要として宜しいでしょうか。(運用上で告別収骨室に待機しても支障がないため)	お見込みのとおりです。
65	要求水準書(案)	19	2	5	(2)	7)	①		遺体保管用保冷庫は上下2段タイプの保冷庫としても宜しいでしょうか。	可能とします。
66	要求水準書(案)	20	2	5	(2)	8)	①		残骨灰の一時保管場場所確保とありますが飛灰(集じん灰)も同様と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	要求水準書(案)	20	2	5	(2)	8)	③		残骨灰は場内に整備するか霊灰塔に保管するとありますが飛灰(集じん灰)も同様と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
68	要求水準書(案)	20	2	5	(2)	9)			機械室について、設備機器は一部を屋外に設置する事も可能と考えてよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務に支障がなければ可能とします。
69	要求水準書(案)	22	2	5	(4)	2)			多目的室について、管理部門の会議室相当の利用と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	要求水準書(案)	22	2	5	(4)	2)			多目的室は施設管理者(市や事業者)が使用するための部屋で、市民一般利用者への貸与はないという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
71	要求水準書(案)	27	2	6	(3)	6)	①		雨水利用設備にある「雨水利用の器具を採用」とは、雨水利用の水槽等設置が前提という事でしょうか。若しくは、雨水を利用する場合は、中水利用に対応する設備器具(衛生器具等)を採用をすること、と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねますが、屋外散水や業務従事者用トイレなどでの雨水利用を想定しています。
72	要求水準書(案)	27	2	6	(4)		①		通常の火葬件数とは「14基×2.5回転×3日間=105件」という理解でよろしいでしょうか。	災害発生時において、電力供給が維持できている場合は1基あたり3回転、1日最大42件の火葬を想定しているため、火葬件数は「14基×3回転×3日間=126件」としてご提案ください。要求水準書(案)の該当箇所は修正します。
73	要求水準書(案)	28	2	7	(3)	2)			光熱費は事業者負担とすることにより、実質的な節約運営の意識も生まれ、省エネルギー提案、ランニングコスト削減提案に対し実効性が高まります。官民対話でも議論されていましたが、再度、要求水準書の見直しを意見します。	ご意見として承ります。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問・意見内容	回答
74	要求水準書(案)	28	2	7	(3)	3)	②		排ガス冷却方式は、排ガスに空気を混合して冷却する方式という理解で宜しいでしょうか。	排ガス冷却方式には、排ガスに空気を混合して冷却する方式や熱交換する方式等があると承知しています。
75	要求水準書(案)	30	2	7	(5)	1)	③		排ガス基準及び臭気基準に係る排ガス検査は、竣工年度に何系列実施すれば宜しいでしょうか。	竣工時の排ガス検査は、導入する火葬炉全基を対象に実施してください。
76	要求水準書(案)	30	2	7	(5)	1)	③		隔年で行う排ガス検査は任意の1排気系列を実施すれば宜しいでしょうか。	排ガス検査は、導入する火葬炉全基を対象に実施してください。なお、排ガス検査は、年1回以上実施するよう要求水準書(案)を修正します。
77	要求水準書(案)	30	2	7	(5)	1)	③		排ガス等検査について、「竣工年度を初回としてその後隔年ごとに1排気系列連続運転で実施すること」とありますが、初回(竣工年度)の検査も1排気系列でよろしいでしょうか。	No. 75の回答をご参照ください。
78	要求水準書(案)	30	2	7	(5)	1)	③		排ガス検査について「1排気系列連続運転で実施」とは1炉運転で着火から消火までという解釈で宜しいでしょうか。	排ガス検査は、1炉運転時の着火から消火までの一連で実施しますが、導入する火葬炉全基を対象に実施してください。
79	要求水準書(案)	33	2	7	(9)	1)	③		排ガス冷却器について、「火葬炉1炉ごとに冷却器を設けること」とありますが、冷却方式を2段階とする場合は、1次冷却を1炉ごと、2次冷却を1系列ごととしてもよろしいでしょうか。	ご記載の対応も可能とします。
80	要求水準書(案)	33	2	7	(10)	1)	⑤		集塵装置の設計出口塵量が0.03g/Nm ³ 以下となっていますが、P45の排ガスに係る基準では、ばいじん0.01g/m ³ N以下となっています。どちらが正しいでしょうか。	要求水準書(案) P.33 第2の7(10)1)集塵装置⑤設計出口塵量を0.01g/Nm ³ に修正します。
81	要求水準書(案)	33	2	7	(11)	2)	②		「開閉操作は炉前操作盤にて～手動開閉可能であること」とありますが操作に支障なければ炉前操作盤は不要としてもよろしいでしょうか。	炉前操作盤の設置方法に関しては、告別・収骨室内に炉前化粧扉を整備することを踏まえ、火葬等の円滑な進行等に支障がないよう、ご提案ください。
82	要求水準書(案)	33	2	7	(11)	3)	①		残灰処理設備について、「吸引設備は残灰用1系列設けること」とありますが、炉数が多いため2系列に分けて設置しても宜しいでしょうか。また、飛灰処理設備について記載がありませんが、仕様・数量は事業者提案でよろしいでしょうか。	残灰用の吸引設備は2系列以上の設置も可能とします。また、飛灰処理設備の取り扱いも残灰用吸引設備と同様とします。
83	要求水準書(案)	34	2	7	(11)	4)			メーカー技術を活かした提案を行うため、5)台車運搬車と機能を兼用した運搬車の提案を可としてください。	提案を可能とします。
84	要求水準書(案)	34	2	7	(11)	4)5)	①		柵運搬車及び台車運搬車の数量は事業者提案でよろしいでしょうか。また、兼用できる運搬車の提案は可能でしょうか。	兼用できる運搬車の提案は可能としますが、数量については来場者のプライバシー確保や利便性、効率的な運営に配慮し、ご提案ください。
85	要求水準書(案)	35	2	7	(12)	2)	⑦	ウ	中央監視盤の数量について、「各炉の運転状態の監視等同時に可能な台数とする」とありますが、運転状態とは、「火葬中」「冷却中」等、稼働状態を示すものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
86	要求水準書(案)	35	2	7	(12)	2)3)	⑦	ウ	中央監視盤のプロセスデータ(炉内温度、圧力、一酸化炭素濃度及び酸素濃度)及び、「表1 計装制御一覧」の計装制御名称は、火葬炉メーカーにより計装・制御システムが異なることから、事業者提案により適宜追加・削除を行ってもよろしいでしょうか。	追加削除を可能とします。
87	要求水準書(案)	36	2	8	(1)	1)	⑤		北条斎場貴船苑及び中島斎場における予約システムの対象施設全てをご教示ください。	北条斎場貴船苑及び中島斎場で運用中の予約受付システムの対象は、(両斎場とも)火葬、控室、霊安室、葬儀場、(中島斎場のみ)通夜です。ただし、霊安室については運用上、電話で受け付けています。また、通夜の予約は、控室の夜間利用枠の予約を指します。本事業において導入する運営・支援システムにおける対象も同様とします。要求水準書(案)の該当箇所は修正します。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問・意見内容	回答
88	要求水準書(案)	36	2	8	(1)				予約システムは事業者による構築後、その維持管理・運営業務は、貴市が直接行うこととなっておりますが、当該システムにかかる維持管理・運営にかかる費用は貴市のご負担という理解で宜しいでしょうか。	北条斎場貴船苑及び中島斎場については、お見込みのとおりです。なお、新斎場(松山市斎場)に導入する運営・支援システムの維持管理・運営業務は本事業の業務範囲に含まれており、それにかかる費用も本事業の維持管理業務及び運営業務のサービス購入料に含まれます。
89	要求水準書(案)	36	2	8	(1)	1)	⑤		「北条斎場貴船苑及び中島斎場における予約受付の対象は、現在運用している予約システムの対象施設全てとすること」とあります。現在運用中の予約システムについての仕様を開示お願い致します。もしくは、対象施設をご教授頂けますでしょうか。	No. 87の回答をご参照ください。
90	要求水準書(案)	36	2	8	(1)	1)	⑥		北条斎場貴船苑及び中島斎場でも、予約システムだけではなく、運営・支援システムも別途調達される認識で宜しかったでしょうか。また、その際事業者で調達する予約システムと予約情報などのデータを連携させる必要はありますでしょうか。予約システムとの連携については、予約システム側での機能改修作業及び連携仕様の開示が必要になると考えますが、貴市にてご準備頂ける(受託者負担無し)認識で宜しかったでしょうか。	北条斎場貴船苑及び中島斎場では、インターネットを通じた火葬の予約や、火葬の予約状況を確認できる予約システムの導入を想定しています。要求水準書(案)の該当箇所は修正します。
91	要求水準書(案)	36	2	8	(1)	1)	⑥		「～維持管理運営業務は、市が直接行うこととする」とありますが、維持管理運営業務に係る費用も貴市の負担という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
92	要求水準書(案)	36	2	8	(1)	2)	②		「この情報を場内各所に速やかに表示し、来場者及び火葬場職員に提供できるようにすること」とありますが、予約システムと連動した案内表示器を場内各所に設置するとの解釈でよろしいでしょうか。また、その場合は松山市斎場のみとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、案内表示の方法についてはご提案ください。対象は松山市斎場のみとします。
93	要求水準書(案)	36	2	8	(3)	1)	⑥		火葬終了時の利用者の収骨室への案内について、収骨案内の放送を行う必要がありますでしょうか。また放送が必要な場合、受託者側が調達する運営支援システムから自動で案内放送を行うことは必須でしょうか。	火葬終了時の利用者に対する収骨室への案内がスムーズに行える運営方法が提案されていれば、案内方法は放送による音声案内に限りません。ただし、要求水準書(案)P.25第4の6(2)10)拡声設備に示すとおり、施設内案内用の放送設備の設置は必須とし、案内放送にも対応できるようご提案ください。
94	要求水準書(案)	36	2	8	(3)	1)	⑥		各待合室・収骨室・炉前等の各箇所について、利用者様等の御名前をモニター等で表示する機能は必須でしょうか。	必須ではありません。ご遺骨の取り違え等のトラブルが生じないような運営方法をご提案ください。
95	要求水準書(案)	39	3	2	(7)	2)	⑧		燃焼計算の根拠となる火葬重量は、「要求水準書(案)P7_第1総則_6適用関係法令等_(2)要綱・各種基準等」にある、「火葬場の建設・維持管理マニュアル改定版」の記載内容(遺体75kg、柩15kg、副葬品10kg)にて計算してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、「火葬場の建設・維持管理マニュアル-改定新版-」に準じた取り扱いを想定しています。
96	要求水準書(案)	44	3	5			②		備品の定義として「取得価格が税込10,000円以上のもの。」とありますが、複数個ある場合は、1個の価格が「税込10,000円以上」と理解し、税込10,000円未満については消耗品という扱いという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。松山市財務会計規則第344条(1)と合わせ、要求水準書(案)P.44の備品の定義を修正します。
97	要求水準書(案)	45	3	6	(1)				自主的に環境への影響を把握・検討とありますが、これは基本計画等を読み込んだうえで、必要となる対策を検討し、提案する設備等に落とし込む事と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問・意見内容	回答
98	要求水準書(案)	46	3	6	(2)	2)	②		悪臭に係る基準の臭気指数(排気筒出口)について、「提案において算出した値以下」とありますが、計算で算出できる数値ではないため、実績等により事業者提案として基準を示せば宜しいでしょうか。	要求水準書(案)P.46第36(2)2)②「臭気指数」について「臭気濃度」に修正します。また、「提案において算出した値以下」を「500以下」に修正します。
99	要求水準書(案)	46	3	6	(2)	5)			残骨灰は廃棄物として処分するわけではなく埋葬するため、ダイオキシン類の測定は実施しなくても宜しいでしょうか。	要求水準書(案)P.46第3の6(2)5)「排出灰に係る基準(残骨灰・飛灰)」について、「排出灰に係る基準(飛灰)」に修正します。
100	要求水準書(案)	46	3	6	(2)	5)			集じん灰の測定検査は竣工時の初回のみで宜しいでしょうか。	集じん灰の測定検査は、火葬炉の性能試験を実施する際に合わせて実施してください。火葬炉の性能試験は、運営期間においても定期的実施することを求めています。
101	要求水準書(案)	49	4	2	(3)		⑥		現斎場跡地の土砂災害警戒区域指定について、基本計画p106に西側水路の土石流対策が記載されていますが、本事業とは別の造成工事等に含まれると考えてよろしいでしょうか。また、現斎場の土石流被害の対策工事と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
102	要求水準書(案)	50	4	2	(3)		⑩		ダイオキシン類が検出された場合は「ダイオキシン類の拡散防止対策に要する費用については、市と別途協議を行う」と記載されていますので提案時は対策に要する費用は見込まなくてもよいという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
103	要求水準書(案)	53	5	2	(5)	2)	②		「維持管理業務責任者」は総括責任者とは異なり本施設への常駐義務はないという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
104	要求水準書(案)	53	5	2	(6)	1)	①		表内、火葬炉設備③定期点検記録・④整備記録の提出が「実施後30日以内」となっていますが、火葬炉14基と基数が多く、点検項目が多岐にわたることから、提出猶予を90日以内、若しくは60日以内とさせていただけないでしょうか。	火葬炉設備の定期点検・整備記録の提出は、原則として「実施後30日以内」とします。ただし、期間内での提出が難しい場合は、市と協議の上、「実施後60日以内」の提出も可能とします。
105	要求水準書(案)	58	5	10					事業者側で建築物衛生管理技術者を選任する必要がありますか。	事業者が建築物環境衛生管理技術者を選任してください。
106	要求水準書(案)	59	5	11			② ③		実施方針別紙1-5※12の記載により経年劣化により修繕または交換する場合の費用は貴市負担という理解で宜しいでしょうか。	経年劣化により発生する備品の修繕及び交換は、本事業の業務範囲に含まれており、それにかかる費用も本事業の維持管理業務のサービス購入料に含まれます。
107	要求水準書(案)	59	5	12			②		灰の搬出、最終処分は市が～依頼し、処理するとありますが、残骨灰・集じん灰ともに処理は貴市が処理すると解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
108	要求水準書(案)	59	5	12			④		慰霊の内容について具体的にご教示ください。貴市職員や市民が参加する慰霊祭のようなものをイメージされているのでしょうか。	慰霊の内容については、事業者提案に委ねます。現斎場では、関係者のみが参加する小規模な慰霊祭を行っています。
109	要求水準書(案)	64	6	3	(1)				受付時刻9時～17時とあります。開場時間は何時から何時までとなりますか。	記載している9時～17時は「受付時間」ではなく、「開場時間」に修正します。
110	要求水準書(案)	64	6	3	(1)				稼働日は1月1日及び市長の指定する休場日以外とありますが、友引は市長の指定する休場日に該当しますでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	要求水準書(案)	65	6	3	(3)		①		「1日最大35件の火葬を受付し実施すること」とありますが、想定されているタイムスケジュール案をお示しください。	「松山市斎場再整備基本計画策定業務」業務報告書P.78にタイムテーブル(例)を示しておりますが、あくまで参考程度として適切なタイムテーブルをご提案ください。
112	要求水準書(案)	65	6	3	(3)		②		「災害発生時のダイヤグラムについては、事業者の提案とする」とありますが、提案書に記載して提案するのでしょうか。あるいは事業者選定後に貴市と協議しながら決めていくという意味でしょうか。	落札者決定基準に示す審査の視点を踏まえて提案書に記載するかはご判断ください。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問・意見内容	回答
113	要求水準書(案)	66	6	6			③		SPCから構成企業に委託することは、第三者への委託には該当しない認識で宜しいでしょうか	お見込みのとおりです。
114	要求水準書(案)	66	6	9					収骨方法は直接収骨方式、間接収骨方式の何れでしょうか。	収骨方法は、直接収骨方式です。
115	要求水準書(案)	66	6	9	(2)		③ ⑤		「焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れるようにする」とありますが、収骨は台車から直接収骨しますか、収骨トレーから収骨しますか。お教えてください。告別と収骨が同室のためやけど等安全面、台車の空調負荷等の環境面を考慮すると収骨トレーからの収骨をお勧めします。収骨の方法は事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	収骨方法は、慣習により現斎場と同じ、直接収骨方式とします。
116	要求水準書(案)	67	6	12			②		給茶用具等の後かたづけ、洗浄、清掃(テーブル拭き)等は利用者(葬家、葬祭業者等)が行うのでしょうか。あるいは待合関連業務に含まれていて事業者負担でしょうか。	給茶用具等の設備貸与に関する業務として、給茶用具等の後片付け、洗浄、清掃(テーブル拭き)等は事業者の負担とします。
117	要求水準書(案)	67	6	12			③		待合室で飲食がされた場合、弁当ガラや残飯等は来場者、葬祭業者、仕出業者等の利用者が持ち帰って処分するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
118	要求水準書(案)	68	6	13					現在の施設の売店の販売品目と売上をご教示ください。(過去3年分)	売店の運営団体から販売品目や売上が分かる資料の提出を求めているため、把握していません。
119	要求水準書(案)	68	6	13					物品販売業務に関し、店舗あるいは自動販売機等の設置にかかる貴市への使用料は生じるでしょうか。また、もし、生じる場合は、その使用料を明示願います。	入札説明書等の一部として公表する要求水準書でお示しします。
120	要求水準書(案)	68	6	13			①		「事業者は、本施設において～軽食等を販売すること」とありますが、軽食とは例えばどのようなものでしょうか。(スナック類、パン・サンドイッチ等、麺類など)	現在の売店で販売している程度(スナック類、パン類、飲料類等)を想定しますが、事業者の提案に委ねます。
121	要求水準書(案)	68	6	14	(2)		②		「施設の広報及び情報提供のために、ホームページ等の施設案内広報業務を行うこと」とありますが、SNSなどを活用した広報業務でもよろしいでしょうか。	ホームページの作成は必須とします。その上で、SNSなどを活用することは事業者提案に委ねます。
122	要求水準書(案)	別紙2							別紙2_事業区域_造成計画平面図に仮設沈砂池および側溝が記載されています。工事の関係で撤去するときは他の場所に同規模の沈砂池を設ける必要はありますか。	工事の影響による汚濁水が横谷川に流れないような対策が可能であれば、沈砂池を設ける必要はありません。